

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（適用事業所名は、A社。現在は、C社D事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E工場（現在は、C社F事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和27年5月にA社に入社し、同社は41年4月にC社と合併したものの、56年3月に定年退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社から提出された人事関係資料、雇用保険の加入記録及び同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場から同社E工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年1月31日にA社B工場で被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社

E工場で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、申立人の同僚は、「1日付けの発令者は発令前月の末日で資格喪失する届出が行われていたこともあった。」と述べている上、別の同僚は、「給料は20日締めなので、発令の大半は1日付け又は21日付けであったと思う。末日付けの発令は無かったと記憶している。」と述べていることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は、同社E工場における資格取得日と同日の同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、前述のC社から提出された人事関係資料、雇用保険の加入記録及び同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年5月31日にA社E工場で被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社B工場で被保険者資格を取得した同僚が41人確認できるところ、前述の申立人の同僚は、「1日付けの発令者は発令前月の末日で資格喪失する届出が行われていたこともあった。」及び「給料は20日締めなので、発令の大半は1日付け又は21日付けであったと思う。末日付けの発令は無かったと記憶している。」と述べていることから、申立人の同社E工場における資格喪失日は、同社B工場における資格取得日と同日の同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社E工場における昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は2万円、17年6月15日は2万円、同年12月15日は2万円、18年6月15日は2万円、同年12月15日は2万5,000円、19年6月15日は2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間⑦の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間⑦の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑦の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年6月15日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年6月15日
⑦ 平成19年9月30日から同年10月1日まで

申立期間①から⑥までについて、私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社で支給された平成16年12月分から19年6月分までの賞与の記録が欠落しているので、調査してほしい。

申立期間⑦について、私は、当該事業所に平成19年9月30日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年10月1日に訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑥までについて、A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は2万円、17年6月15日は2万円、同年12月15日は2万円、18年6月15日は2万円、同年12月15日は2万5,000円、19年6月15日は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑦について、A社から提出された回答、在籍証明書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間⑦において、同事業所に勤務し、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑦の標準報酬月額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成19年8月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成19年10月1日とすべきところ、誤って同年9月30日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 9 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月から 15 年 3 月まで

私の父は、平成 15 年 3 月又は同年 4 月頃、私の国民年金の平成 15 年度分の学生納付特例を申請した。手続きした場所は記憶していないが、窓口の担当者から、「20 歳となった平成 14 年*月まで遡って学生納付特例の対象とすることが可能である。」旨の説明を受け、申立期間も申請したはずである。

申立期間について、学生納付特例期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が平成 15 年 3 月又は同年 4 月頃に、申立期間と平成 15 年度分の学生納付特例の申請を行ったと述べている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に係る平成 15 年度の学生納付特例の申請日は、平成 15 年 5 月 30 日となっていることが確認でき、当時、学生納付特例の承認期間は、申請のあった日の属する月の前月以降の期間であったことから、申立期間は、制度上、学生納付特例が承認されない期間である。

また、申立人に代わって申立期間の学生納付特例の申請手続きを行ったとする申立人の父は、窓口の担当者から遡って申請が可能であるとの説明を受けたと記憶しているものの、申請手続きを行った場所を記憶していないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人又はその父が、申立期間の学生納付特例の申請を行い、国民年金保険料の納付義務を猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。